


技術基準作成基本方針及び 規格委員会規程について

高圧ガス保安協会
機器検査事業部

1




技術基準作成基本方針

◆ 技術基準の体系(2.)

1. 規格(KHK Standards: KHKS)
 - ①基準: 遵守すべき要求事項を示したもの
 - ②指針: 守ることが望まれる事項を示したもの
2. 質疑応答・運用解釈(KHK Interpretations)
規格に対する解釈及び質問の回答を記載したもの
3. 技術文書(KHK Technical Documents: KHKTD)
 - ①将来制定が期待される規格案
 - ②規格の作成根拠に関する技術報告書

2




技術基準作成基本方針

◆ 制定活動(3.)

1. 3ヶ年計画のとりまとめ
 - 技術基準の制定、改正又は廃止の計画
 - 進捗状況を毎年確認
2. 技術基準は、制定、改正又は確認の日から5年以内に見直し
3. 他の標準化団体との共同規格の制定推進
4. 技術基準は、国際整合性に配慮

3



技術基準作成基本方針


◆ 規格委員会の所掌範囲(4. 別添)

5つの規格委員会の所掌範囲を規定

圧力容器規格委員会

- 分野に対応する主たる法律・規則
高圧ガス保安法 特定設備検査規則
- 技術基準の所掌範囲
圧力容器等に係る設計、材料、製造、試験、検査等

4



技術基準作成基本方針


◆ 技術基準作成組織(5.)

1. 委員構成は、業種バランスを要求
2. 審議は、公正、公平、公開を原則
3. 倫理遵守

◆ 技術基準の制定責任(6.)

最終制定責任は、高圧ガス保安協会

5



規格委員会規程

■ 委員会の権限(第3条)

基本方針に基づき、技術基準の作成に関して調査審議する

| | | |
|--|--------|--|
| <ol style="list-style-type: none"> ①規格 ②質疑応答・運用解釈 ③技術文書 | } 技術基準 | |
|--|--------|--|

6



規格委員会規程

- 委員の業種分類等(第5、8条)
 1. 同一組織からの委員は2名以下
 2. 同一業種の委員の数は委員総数の1/3以下
 3. 業種分類は委員会毎に策定手順書で規定する

7



規格委員会規程

- 委員会の活動(第9条)
 1. 基本方針及び技術基準策定手順書に従い、技術基準の制定及び改廃を審議
 2. 分科会、解釈専門分科会及びワーキンググループの設置
 3. 技術委員が行うレビューへの対応
 4. 関連する海外及び国内の法令等の調査・検討
 5. 他の標準化団体等との協力

8



規格委員会規程

- 委員の代理者(第11条)
 1. 委員は、代理者(同一業種の者)を指名できる
 2. 代理者の出席には、委員長の承認が必要
 3. 代理者は、委員の責務を負うことに同意しなければならない
 4. 代理者は、書面投票に参加できない

9



規格委員会規程

- アドバイザー(第12条)
 1. 特定の議案を検討する際に必要な専門知識を有する者
 2. 委員長が委員又は分科会委員以外の者から指名できる

10



規格委員会規程

- 委員会の開催等(第13、14条)
 1. 原則、年1回以上開催
 2. 定足数は、委員(代理者含む)の数の過半数
 3. 委員会は、原則公開
 4. 委員以外の者も意見を述べられる

11



規格委員会規程

- 分科会(第16条)
 1. 規格(KHKS)及び技術文書(KHKTD)の原案作成
 2. 5名以上、同一組織からは2名以下
 3. 同一業種の委員の数は委員数の1/2以下
 4. 委員会委員が1名以上
 5. 原則公開

12



規格委員会規程

- 解釈専門分科会(第17条)
 1. 質疑応答・運用解釈の作成
 2. 5名以上、同一組織からは2名以下
 3. 委員会委員が1名以上
 4. 作成した質疑応答・運用解釈の委員会への報告
 5. 規格等の改正が必要な場合、委員会へ上申

13



規格委員会規程

- 議事録等(第18条)
 1. 議事録及び会議資料は、原則公開
 2. ワーキンググループ、分科会及び解釈専門分科会も同様

14



規格委員会規程

- 委員会の決議(第19条) 1/2
 1. 規格の制定、改正又は廃止の採決
 - ・ 書面投票で採決
 - 委員の数の4/5以上の投票で成立
 - 委員の数の2/3以上の賛成で可決
 - ・ 投票期間は、15日以上
 - ・ コメント・反対投票のある場合
 - 解決に向けた対応を審議
 - ・ 対応の結果、技術的内容を変更する場合は、再度書面投票を実施

15



規格委員会規程

- 委員会の決議(第19条) 2/2
 2. 規格の制定、改正又は廃止以外の採決
 - ・ 書面投票又は挙手で採決
 - ・ 書面投票は、委員の数(投票除外を除く)の過半数以上で可決
 - ・ 挙手は、出席委員の数(投票除外を除く)の過半数以上で可決

16



規格委員会規程

- 分科会の決議(第20条)
 1. 主査が、挙手又は書面投票による採決のいずれかを決定
 2. 分科会委員の数の過半数以上の賛成により可決
 3. 分科会委員他からのコメントで未解決のものがある場合、コメント及び未解決である理由を添えて、規格委員会へと上申


17



規格委員会規程

- 解釈専門分科会の決議(第21条)
 1. 書面投票で採決
 2. 全員の賛成により可決


18

 **規格委員会規程**

■ **パブリックコメント(第22条)**

1. 規格の制定、改正又は廃止に際し、規格委員会が行う
2. 公表期間は、1ヶ月以上2ヶ月以内
3. パブリックコメントへの対応として技術的内容の修正を行った場合、再度パブコメを行う。この場合の公表期間は、15日以上


19

 **規格委員会規程**

■ **レビュー等(第23条)**

1. 規格の制定、改正又は廃止の際、技術委員のテクニカル／プロセスレビューを受けなければならない
2. レビューにおいて、技術委員から説明を求められたときは対応を要す
3. レビューで技術委員から意見があった場合、対応を審議し、技術委員に結果を連絡しなければならない


20

 **規格委員会規程**

■ **異議申し立て(第24条)**

1. 何人も規格委員会、分科会又は解釈専門分科会での決議事項について異議のある場合、委員会に対し、再考を要求できる
2. 受付期間は、決議公開から10日間
3. 異議申し立てに関する決議は、委員の数の2/3以上の賛成で可決

21

 **規格委員会規程**

■ **事務局の責務等(第26条)**

1. 個人、団体等から技術基準等の制定、改正又は廃止の提案等を常時受け付ける体制を整備しなければならない
2. 提案等があった場合、必要に応じて規格委員長の見解を踏まえ、委員会等へ付議しなければならない
3. 提案等に対して行った決定は、提案者に報告しなければならない

22